

北海道告示第10144号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成26年6月23日までに北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成26年2月21日

北海道知事 高橋 はるみ

## 1 届出事項の概要

### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

三井住友信託銀行株式会社 東京都港区芝3丁目33番1号  
支配人 千葉 達也

### (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

インターヴィレッジ大曲  
北広島市大曲幸町6丁目1番地

### (3) 変更した事項

- ア 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名  
（変更前）中央三井信託銀行株式会社 支配人 杉本 公仁  
（変更後）三井住友信託銀行株式会社 支配人 千葉 達也
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所  
（変更前）北海道北広島市大曲262ほか  
（変更後）北海道北広島市大曲幸町6丁目1番地

### (4) 変更年月日

平成24年4月1日

### (5) 変更理由

合併による設置者の名称並びに代表者の氏名の変更及び小売店舗の住居表示の変更のため

## 2 届出年月日

平成26年2月6日

## 3 届出書等の縦覧

### (1) 縦覧場所

北海道経済部経営支援局中小企業課及び北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課

### (2) 縦覧期間

平成26年2月21日（金）から平成26年6月23日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

### (3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで